

か、会議に出席する人を送って行く場合、あるいはほかに行くとか、そういうような場合、実質的に申し上げますと乗用車の場合というようなことで御答弁を申し上げまして、その他はすべて二人乗車を励行すべく規定化をしたいと思ひますという御答弁を申し上げてきたわけでございますけれど、その後、庁内におきます交通安全対策会議、そういったところで関係部課の意見を聞きまして、結果において車そのもので作業あるいは事務を執行するという場合については必ず二名乗車を義務づけると、その他については当然交通安全等についての配慮はそれぞれ心がけていく必要があるわけでございますけれど、いろんな事情で、やはり完全に二人乗車が励行できないというような実態もございまして、まことにこの点については、その時点の御質問と現在実施しております内容と違って申しわけない次第でございますけれど、一応現時点におきましては特別に二人乗車をすべての車という規定をしませんで、各課の指示によって作業等する場合、いわゆる車を使って仕事を執行する場合については必ず二名乗車を励行させる、その他については実質的には各課の判断に任せるといふような形に今なっております。

そういった意味で、現在ございます規定の中にもそういうものがうたっておりますんで、別途な指示事項として各部課に連絡を申し上げて、それで実行してもらっているというようなことでございます。

それから、あと若干実質的な面の関係についてちょっと申し上げさせていただきますと、安全確認の日におきましてのものについて若干申し上げましたが、毎日、いわゆる車が使われるわけでございますので、仕業点検という形で毎朝車を使う前にいろんな点の点検をさせております。それらについて記入表もつくりまして、それらに記入をさせて報告させていると。それから運転日誌の記入については従来から規定が交わされておりましたけれど、徹底してなかったというような点もございましたが、この辺の徹底をさせております。

そういうことで、日常のやはり交通安全に対します認識といひますか、そういう注意というのがこれからの交通事故防止に非常に大きく役立つというようなことで、その都度いろんな点で留意をすべき点については指示をするようにというようなことに相なっております、一応職員に対しましてその点の市民に対しますその指示の励行、そういうものについて十分それぞれの立場において意識してもらおうような形で、私どもの方からいろんな点でPRその他を行っているということでございます。

非常に難題でございましたけれども、市長答弁の補足を申し上げさせていただきました。よろしくどうぞお願い申し上げます。

ます。

○議長（森田治男君） 十一時まで休憩いたします。

午前 十時五十分 休憩

午前十一時 開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○十二番（遠藤洋一君） 自席から再質問します。

何か、部長答弁がばらばらで、ちょっと順番が追えなくて困ったんですけれども、横田基地についてから再質問していきます。

僕が市長に伺ったのは、要するに三が日の申し入れ、例えばこれを見るとやっぱり三が日は大きく減っているわけですよ、去年からことしにかけては。少なくとも市長が市民の声を背中にしよって飛行機の騒音の問題について行けば何らかの効果があるということがこれではっきりしたと思うんです。大変ですよ、六十一年から六十二年にかけて正月の二日に至ってはもう三分の一です、それから三日なんていうのは十分の一に激減しているわけです。確実に地元住民の要求というものがきちんと意を持って行えばできるということだと思ふんです。

そうしますと、例えばチームスピリットもそうですけれども、国策上のこと——安保条約があつて地位協定がありますから基地の存在というのがあるわけですから、例えば非常に危険な演習が行われているんだと、しかもそのことは市民と全く関係がない、つまり市民と利益があるかどうかかわらないということ、なおかつ騒音だけがあるんだから、それから言えばチームスピリットのような危険な演習についてはなるべく中止をしてくれというような申し入れをして当然ではないかと思ふんですけれども、さっき、答弁漏れというかしちようから聞けなかったのは、僕の方が質問したのは中止を請ふたいなことができないのかということだったんです。これについては、演習というのは大変結構だから中止を請ふんかしないのだというふうにお考えなのかどうかということも含めて伺いたいと思ふんです。

確かにチームスピリットの最中には飛行量がふえることは歴然としているわけです。それから、きのう原議員から質問もあつたけれども、E4Bという空中指令機などが横田に飛来をするということになれば、これはきのう原議員から

も説明があったと思いますけれども、ありきなりに言えばこういうことですね、核戦争がほんと起こってアメリカの大統領が米本土にいて非常に危険な状態になるわけです。そのときに幾つか大統領が行くべき場所はあるんですけども、一番安全なのは空の上だというふうに言われているわけです。大統領ごとのジャンボ機に乗せて空を飛ぶわけです。空に飛んでおいて、そこから核戦争の指令を続けるというシステムです。だから、例えば大統領が日本に来たときや、そういうときには必ずこれが近くににいるわけです。それで何か一たん事あればこれにほんと乗って指揮をするという形になっていく。

今回はシュルツ國務長官が韓国その他に来てますから、大統領は七十六歳で非常に健康——見た目には非常に健康ですし、おととも私のミステイクだったなどというランゲート事件のことをちょっと言ったりしてますけれども、いっとうなるかわからないわけでして、その場合に第二番目の大統領というのはアメリカでは副大統領ではなくて國務長官ですから、これから、これが指揮をとる可能性が十分にあるわけで、その近くを飛んでいるんだらうというのが大体評論家の人たちや軍事専門家の今回の見解なんです、これが横田にあえて来たということに関しては。

それから言えば非常に危険な状態だというふうに言えるわけです。何かあれば仮想敵国の攻撃目標は確実にその飛行機のある近くになるわけですから、横田などに最初に核の一撃が飛んで来る可能性というのが十分にあるということから言えば、核司令部があるのと同じぐらいこれが飛来し始めたことは危険だと思いますけれども、そういうチームスピリットなわけですよ。

そういうことから考えれば、騒音の問題とか核戦争のことから考えれば、しかもなおかつ米韓合同演習なわけですよ。直接日本本土に関係があることじゃないわけですよ。確かに、前の前の、その前かな日本首相の佐藤首相というのは、韓国の安定というのが日本の安定だというふうに言ってます。韓国が共産主義にならないことが日本が安全であることだという言い方をしてますけれども、そうなのは我が市には全く関係ないことでありまして、そういう訓練があるたびにうるさい思いをしたり、それから危ない思いをするのはもう御免だという声があるわけで、何のために、何だかよくわからない、とにかくうるさいというのがあると思うんです。それから言えば市長さんの方が、安全にしてくれというような形の万全を期せということだけではなくて、中止をしてほしいんだということをなぜ要請ができないかということ、これは正月三が日の飛行停止の申し入れとはほぼ同じレベルのことではないかというふうに思うんですけれど

も、正月三が日だって横田基地で行っているのは遊びで飛んでるわけじゃなくて、れっきとした訓練あるいは戦争のための準備でやってるわけですから、そういうことから言えば三が日とめろというのも、チームスピリットの演習をやめてくれというのがどこに違いがあるのかよくわかりませんので、ぜひここは伺っておきたいというふうに思います。

正月三が日と同じように、正月三が日だけ静かであることを市民は望んでいるわけではなくて、やっぱり静かなまちを欲しいわけですよ。そのところをひとつ伺いたいと思います。

それから飛行クラブのことですけれども、話を聞いておもしろいなと思ったのは、つまり五機も飛行機があって、見る限りはしょっちゅう飛んでいて、日曜日朝っぱらからぶんぶか飛んでいると。こういうのは、市長の見解では地位協定で、これまた例によってしようがないと言ってますが、実態をもう少し知った方がいいと僕は思うんです。例えば飛行クラブそのものが一体どれぐらいの頻度でクラブとしての飛行を行っているかとか、これまで事故がなかったかとか、そういうことを少し知るべきではないかというふうに思うんです。

それは基地の中のことだから知らないということかもしれませんが、遠くに飛びに行くわけじゃないんです。ほかの大型輸送機など遠くから来て遠くへ行くんですけれども、こればかりは本当に市内の上空を、しかも低く飛ぶわけです。なおかつ、この間、例えばセブ山に落ちた飛行機の例もありますけれども、意外と小型の飛行機の事故が相次いでいるわけです。それから、伊豆大島へ飛ばうとした、桶川から飛んで落ちたなんていう件も正月にありました。そういうことから言えば決して安全だとは思いません。

飛行クラブに関しては、今市長が事故防止の申し入れをしたいというふうに答弁がありましたけれども、もう少し具体的にこれについてどう考えているかということ、市長にだけ伺うわけですけれども、もしもほかで飛行クラブについて中身がわかれば、もうちょっと私としては市民の安全のためにも知っておきたいというふうに思っています。

さきに話をしましたけれども、正月の三が日の飛行が、やはり申し入れれば確実に減るということがあった以上は、やはり申し入れれば飛行が減るし、事によるとそんなに必要でなく飛んでいるんじゃないかと思わざるを得ないです。つまり、何で前年が百三十九回も三日の日に飛ばなきゃいけないのが、たった十二回で済んじゃうなんてことはちょっと考えられません。そういうことから言えば、今まで何のために正月三が日にそんなに飛行機が飛んでいたのかと思いますけれども、この三が日の飛行についてはそこまででよろしいと思います。

それから十二月期、一月期、二月期というふうに飛行量をずっと調査結果を伺っているわけですが、やはり夜間のところというのが非常に気になるわけです。夜が、やはり十二月でも七十回近い飛行というのがあるわけで、夜間というのはこの場合、本当に深夜です。深夜に、やはりそれだけの飛行があるということについて、市長はこれについても、つまり夜間飛行、深夜飛行だけでも何とかならないかという形で米軍に申し入れるような形ができるのか、あるいはできないものなのかということをやっと答弁を願いたいというふうに思っています。ぜひ、そういうふうにしていただきたいということであれば申し入れをしてほしいと思いますけれども、せめて夜の夜中だけでも静かにしてほしいというのは横田公害訴訟団初めとして市民の皆さんの当然の思いだというふうに思っています。

ことしも、きのうの議会の始まる朝ですか、六時五十五分ぐらいから物すごい騒音があつて、大体市内全域あつたと思います。そういうことからチームスピリットの最中もあるわけですから、ぜひ、そういうことがあるたびに市長さんとしては基地に申し入れをしていただきたいと思いますし、具体的なことです。昨日の朝のあのすさまじい騒音については基地に問い合わせをしたのでしょうかということをやっと伺いたいと思うんです。その時間に市長さんも多分目が覚めたんじゃないかと、僕も七時に目覚ましをかけて、五分前だったのでびっくりしたんですけれども、僕の家で飛び起きるほどの騒音ですから永田、長沢の方でも十分に聞こえたのではないかと思つていますけれども、その点についてどういふふうにお思ひになったかということをやっと伺いたいと思います。

それから、順番に追つていきますけれども、売上税のところでも市長さんに一つ伺いたいのは、先ほどから答弁を聞いてますと税制改革の大きな柱になるんだと、減税財源の確保のためだというふうに分は思つていて、これも見解でしようけれども、まさか売上税をやった方がよいというお考えではないんでしょうねというふうに思ひまして、売上税に対して御見解をぜひ伺いたいと思います。

きのう、福生の議会としましても売上税をやつてもらつては困るという意見書を出したわけで、市長さんとしてはどのようなお考へになつてゐるか。売上税というのは、今部長の話を聞いている限り、非常に影響というのは小さくないわけです。さっきの省令その他が余り出てないのでよくわからないとは言ひましたけれども、大体省令、政令については骨格ぐらいは出ているというふうに思つてゐるんですけれども、それもないんですか。

はかのところに関して、例えば所得税減税額が四千万円、電ガス税が二ヵ月分で二千三百万円と想定してゐるわけですが

けれども、六十二年度総体、総枠の予算書は出てますけれども、実際、売上税が施行されていくとしますと、さらに影響が大きいと思うんですけれど、それはこの二ヵ月分だけではなくて一年通しでどのぐらいの影響があるかということとは当然計算をしておりますけれども、そこを伺つていきたい。

それから、福生市は不交付団体ではありませんから、地方交付団体で交付税が交付されるわけで、それから言うところ全体的に影響が少ないというふうな解釈が部長の方から出てきたわけですが、実際に、これはさっき言いました公共事業入札価格等については考慮をしていることがないわけで、単純に言えば、さっきも僕が言いましたけれども、5%の原材料費がかかってくると、それはどこで面倒を見るか全然わからないことだというふうに思つてゐるんですけれども、それにしましても実際の六十年、六十一年、六十二年ぐらいの実績から言えば、実際の建築あるいは土木の発注枠というのは大体出てくるわけですから、それはどれぐらいの実際影響が予想されるかという計算はできるんじゃないかと思つてゐるんですけれども、その辺はどうなつてゐるかということをやっと伺つておきたいと思つてゐます。

それから、保育料のことで、市長が特別法に定めてるんだというふうに言つてゐるわけですが、全体の趨勢から言えば保育料については条例化をするというのが法律上の決まりですから、そういう形になつていくべきだと思いますけれども、先ほどの考へ方、市長、もう一回伺つていきたいんですけれども、このまま保育料に關しましては条例化をしないんだというふうなお考へであるのかどうかということをや、もう一遍確かめておきたいと思ひます。

先ほどの答弁というのは、かつて原議員さんへの保育料の考へ方というふうな一般質問の中で手数料であるかどうかという議論もありましたけれども、その中で伺つた見解と同じなんです。やはり、先ほど言ひましたけれども、今回の保育料の措置条例そのものが自治権の拡大であるというふうな見解に立てば、条例化というののもぜひ必要なことではないかというふうに思つてゐます。特別区二十三区の方でも、保育料の条例化につきましてはさまざま議論があるようでして、二十三区の厚生部会でも二月の十六日あたりに開かれた区長会で、保育料の扱いについては当面は規則だけれども、四月以降で条例事項とするかどうか考へましようというふうなことを言ひ始めているわけです。

当然、二十六市の方でもそういうような動きがあると思ひますし、全体の自治の考へ方から言えば条例になつて出てきて、そのたびに議会に諮られていくことで、市民の皆さんに非常にはつきり示していくことができるということから言えば、自治的な権利のことから言つても条例化することが望ましいと僕は思つてゐますけれども、市長は、これからのこと

についてどのように条例化の問題について考えているのかということを知りたいです。

僕の見解ですけれども、保育料の審議会も我が市におきましては議会からも代表が二人入っているという形で、ほかの二十六市、二十三区を見ましても保育料の審議会に議会代表が入っているケースの方が少ないのではないかと思います。そういつた形で、審議会からの答申を受けなくてもいいんでしょけれども、受けて改定が行われていくわけですけれども、そのときには、やはり条例化していくことによって市民の皆さんに少しでも理解をしていただくということから言っても適切ではないかと思いますが、そこについてどのようにお考えなのかということを知りたいと思います。

それから、都立保育園の件ですけれども、都知事からいよいよ文書が来ましたと。言ってみれば五条件です。福生保育園の改修、熊川保育園の改築の全面負担、それから土地の問題です。それから、あのときはゼロ歳児保育の充実の問題ということがあって五条件であると。実際には条例が制定されていき、設置条例ができ、全体の趨勢としては都立保育園の移管というのはやむを得ないところまで来ていると思いますけれども、最後の方で、ちょっと部長が触れました都立保育園の今働いている保育士の身分の問題、つまり五年間は今のまま働く、言ってみれば働ける形になっていくわけで、五年たったときの状態と今日の労働条件あるいは勤務状態、あるいは個人個人の条件が全く同じだとは思いませんけれども、五年後にどういつた形を考えているか。五年たったらみんな放り投げちゃうということなのか、五年たったときにまた考えるというふうになっているのか、そのところの継続した身分問題についてはどういうふうに移管になった場合の、いかに財団が責任を持つとは言っても、市に來たものですから市としての見解を持っていないかと思うんですけれども、そこは部長なり、あるいは市長なりがどのようにその身分問題についてお考えであるかということを知りたいと思います。

それから、四番目に質問した割には一番最初にお答え願った熊川地域体育館の件ですけれども、完成後の管理運営については、きのうの答弁のとおりと。それから、全体計画については検討する機関を設けたいという次長の答弁でした。それでは、検討する機関というのはどのような設定をしているかということを知りたいというふうに思います。体育館というのは運営審議会みたいな形では今まで開かれてなかった、つくられてこなかったと思うんです。このことを機会に地域体育館を考えたり、あるいは体育館の運営を考えるような審議会等ができることは非常に結構なことだということに

思っているわけです。それは僕は必要なことだと思ってましたし、ここで、答弁の中で検討する機関というのは一体どのようなものであるかということを知りたいというふうに思っています。

それから、全体としては修正された基本計画ののちについていくんだということ、基本計画とるおっしゃいましたけれども、基本計画は僕らみんな読んでるわけでして、当然なわけですから、さっき伺ったのは十年とか五年とかの社会体育における独立した中期構想みたいのは持つことにならないのかなというふうに思ったんです。社会教育の中の社会体育の位置づけ、その他について、これは検討会を別に設けることになるのかもしれないけれども、当然そういうような基本構想、つまり前回の質問でも申し上げましたけれども、社会体育の総合計画があった上で地域体育館ができてきたのであるというふうに想像するわけです。その基本となるような構想ですね、それから、先ほども福生にも将来的にはつくるといふふうに、別に福生につくってほしくて、つくること何かお手柄だから頼んでるとか、そういうことじゃなくて、基本的には人口五万のまちで、どういうような規模の地域体育館がどのような形で想定されることが社会体育にとって望ましいのか、あるいは、もう完成してますけれども、総合グラウンド等との複合的な組み合わせで社会体育をどうやって振興させていくのが必要なのかというようなマスタープランについては、どういうふうに考えているかというふうに伺ったわけで、各市で基本計画に沿ってございますというのは、これは当たり前のことでありまして、独自に教育委員会がそういう構想をつくるべきではないかというふうに考えているわけで、そこを伺っていたわけです。

それから、きのうの管理委託運営のところに関しては、一部は委託をするという考えです。例えば建物の維持であるとか、それからかきの問題であるとか、それから機具の維持の問題とか受付とか、そういうところは委託だろうというふうに理解してたんですけれども、職員配置を二名をしますというふうに、きのうの答弁の中では具体的な二名という数字は出てこなかったんですけれども、きょう初めて次長の方から二名という御返事をいただきましたが、これにはどういうふうになさるんですか。つまり、二名配置しますとほんとおっしゃられても困るわけで、その配置、手当、それから職員の異動ですね、そういうのはどういうふうに考えて二名というふうにおっしゃっているのかということ、ちょっと知りたいというふうに思っているんです。

きのうの高水議員からの御質問や、あるいは地域の皆さんの御心配はまさにそこにあるわけで、職員の配置はぜひしては心願をどこからどうやってしてやるんだらうなというようなことがあるわけで、当然その基本的な計画が立った上

での御答弁だと思ひますので、人員配置は異動をするつもりなのか、あるいは専門職として新規に採用する気なのか、あるいは、今現在五名体育館にいる専門職員のローテーションを考えているのか、出向派遣を考えているのか、そういうことについて、二名というだけではわかりませんので、そのところは具体的な計画があった上で二名という発言だと思ひますのでその二つ。

つまり該当する機関というものはどのように設定するかと考えているかということ、それから社会体育の基本構想あるいは基本計画というものについて、長期的なものについてはどのようにつくっていくかと考えているかということ、それから二名の配置についてはどのような手当てすることに考えているかということ、この三つをもう一遍次長に伺つていきたいと思ひています。

それから、職員の問題ですけれども、浅見部長の方からる説明がありまして、要するに、こういうふう理解をしてよろしいかと思ひますけれども、二名乗車ということを考えていたけれども、現実の対応から言えば全部の車両に二名というのはとても難しいんだということだと思ひます。僕、そういうことはあり得ると思ひます。送りの問題などありますから、だから、むしろそれは実質的、具体的に、どの段階のものが二人乗車をしなければいけないかということをはっきりさせていって、むしろ規則をおつくりになった方がよろしいのではないかというふうに思ひます。そのようなお考えが市長や助役にあるかどうかということをおきたいと思ひます。

つまり、前回の事故でも問題になったのは、現実現場に出て行くときに一人業務ということがあつて、それで結果としてああいうふうになつてしまつたわけですから、具体的な現場作業あるいは集金業務等においても二人で行かなきゃいけない、行つた方がいいだろうと思ひるのは、やはり規則をつくっていく。全体としては職員の組合とも相談しながら安全を確認していくということと最大限二人乗務という形、安全乗務ということを考えていくべきだと思ひますけれども、そこは、どのように考えているのかということをおきたい。

それから、さっきの現場現実ということから言ひますと、僕はずっと気になつてゐるのが、実は水道の事務所のことか氣になつてまして、例えばありていに言ひますと市の集金の業務が行きますと大体一人乗務です。実際の水道の管轄が都ですから、そのところはやむを得ないかと思ひつつ、しかし、実際に働いてゐるのは市の職員なわけでありまして、その安全を確保するのが、言ひつれば市の方の最大責務ではないかと思ひてゐるんですけれども、水道の現場へ出て行

く場合の形をどのように考えるかということも含めて伺つておきたいと思ひてゐるんです。そこまでは規定ではできないとおしやるのかもしれないけれども、非常に現場に出ることの多い職種、職分ですから、そのところが東京都だからといつて一人でもいいというわけにはいかないと僕は思ひますけれども、そのところはどのように考えてゐるかということ。

つまり、職員のことに関しては、もう一つは安全日の問題ですけれども、最初の心がけといひますか、どうしてもこういう事故を起こしてはいけないという心意気で三十日というふうになつたと思ひますけれども、それが十日になつて普通の安全日になつてしまつたわけですが、ちょっと寡聞にして知らないんですけれども、それまで十日の安全日というのは、全体の交通安全日というのは、我が市では職員の中では何もしなかつたんですか。そこをちょっと知つておきたいと思ひます。

それまで十日もやり三十日もやりということ、十日に統合したというふう考えるべきなのか、あるいは十日の福生市の交通安全日というんですか、そこについては特に考えていなかったけれども、三十日のことがあつたので交通安全日を設定して、そこでみんなで交通安全頑張ろうというふうになつて十日にずれたというふうに考えていいのか、そこをちょっと知つたかたのものです。

それともう一つは、先ほど仕業点検その他についてのことを浅見部長の方から説明があつたんですが、車を使う企業が仕業点検するのは当たり前なことなんです。もしも今までしてゐなかつたとすればその方がとんでもない話でありまして、この間の例えば管理責任者を設けるとか、それから始業前に点検をするかということ、むしろその車を扱う業種から言へば当然のことであつたのが、今やつてきたんだというふうに思ひてもいいと思ひます。それから言ひまして、それらの確認というのがどのような形で行われているのか。だから僕は、そこは指示ではなくて安全規定をつくるべきではないかと思ひてゐますけれども、そこも含めてもうちょっと伺つておきたいと思ひてゐます。

と言ひうので第二回目の質問です。

○市長（田村匡雄君） 遠藤議員さんの御質問にお答えいたします。自席からお許しをいただきますと思ひます。

第一点目のチームスピリットの件でございますけれども、お正月は中止というか、できるだけ飛行回数を少なくしてはと、だからチームスピリット87の件についてもできるんではないかというようなお話でございますけれども、日本の

慣習といひましてお正月は、何といふんですか、一年の始めでございまして、今までの長い間、日本というところは正月三日という事でいゝんことでお休みがありました。そういつたことで基地の方へぜひひとつお正月は普通の日常の演習とかそういったことでもございましたならば、ぜひ特別の、関係ないのならばぜひひとつ飛行回数とか、もちろん夜間も含めまして飛行をできるだけひとつ規制していただきたいというようなことをずっと申し入れをしておったわけでございます。それが、去年はどういうわけですか、少し多くて、ことしはそれが非常に効果があつたというふうに喜んでおったわけでございます。

ただ、チームスピリットの関係につきましては、これは国と国との関係でございまして、条約とかいろいろの関係で演習というような大きな、何ですか、日本の国土も使いますし、またアメリカと、それから韓国という三国の協定によってこういう演習をやっておるんではないかというふうに思うわけでございまして、この件につきましては、私どもは横田基地については安全を確認ということをやむを得ないというふうに考えておるわけでございまして、

次に、基地内の飛行クラブの件についてでございますけれども、この件につきましては飛行回数とか事故とか、こういったことについては実はまだ承知してない、私どもの方で実態等がよくわかりません。機会がありましたならば司令官等に、あるいは責任者等によくお聞きしたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、先ほどのエンジンテストで非常に騒音がひどかったじゃないかというようにございまして、このことは、私ちょっと申しわけないんですけれども、聞いておりませんので、まことに申しわけなく思っております。

それから、売上税の件でございますけれども、この件につきましては市議会全員で昨日は意見書を議決していただきました。こういう法律が新たにできた時点では非常にいろんな問題があるわけでございまして、私どもも本当に納得のいくような線を出していただければ一番いいと思っておるわけでございまして、現在、国会の中で我々の代表者が、とにかくいろいろと審議中でございまして、私どもからこの件については非常にきりとした、私どももちょっと納得のできるものであつたならば、そのようにしたいというふうに考えておりますし、現在のところ、はっきりとイエスとかノーかということはちょっと控えさせていただきたいと思っておるわけでございます。

それから、次に保育料の改定についての件でございまして、これは条例でやったらいいかというような御質問のようでございますけれども、これは東京都の方の指導がございまして、今現在はこの規則でやっておるわけでございますが、市

長会でも実はこれは問題になっておりまして、部長の方で近いうちに何か検討していただきたいというふうに市長会の方では、そのように考えておるといふか、そのように今検討課題ということになっておりますので、よろしくひとつお願いしたいと思ひます。

あとは担当から御説明させていただきますので、よろしく願ひします。

○教育次長（須崎 進君） お答えいたします。

まず順序がちょっと御質問から不同になるかと存じますけれども、一応、五万人規模の理想ということからちょっと申し上げますと、文部省の保健体育審議会の答申というのがございまして、この中では、人口十万人の都市には一般的には使用しやすい体育館を基本として、総面積が千平方メートルから千五百平方メートルの体育館を五館程度整備することが理想とされております。こういうようなことから先ほど申し上げましたように、福生市におきましても将来的には地域体育館、福生地区にも体育館ということになりますと、いわゆるそこで検討機関ということになるかと思ひますけれども、そういった中で、やはりその検討の内容といたしましては体育館の規模でございまして、職員配置あるいは運営管理等について、そういうような機関を今後、将来的には必要だということでございます。

それから、社会体育の総合計画につきましては、一応、市の基本構想に基づきましてその達成に向かってそれぞれの社会体育、体育館等の方針を、実際に現在のところ特に何年先というのにはございせんが、そういったようなことで総合計画を立てていきたいということでございます。

職員の配置につきましては、一応、現在の職員の中から二名をとということでございます。以上でございます。

○企画財政部長（内田和雄君） 売上税の関係でございますが、何点かございしますが、まず政令、省令がわかっているんではないかというふうなお話でございますが、これは先ほど申し上げたように、まだ私どもの方には何ら来ておりません。

それから、あと電ガスの関係でございますが、六十二年度で受ける影響というのは1月からでございますので六十三年度の一、二月分が対象になるということで約二千三百万円程度減になると、こういうことで、これを平年にしまして年間で見ますと一億三千七百万円が六十二年度で電ガスとして予算が計上されております。そういう平年になりますとこういうものがなくなってくるわけでございます。

それから工事関係でございますが、これも先ほど申し上げましたように、今のところ全くどのようなことになるかわかっておりません。まことに申しわけありませんが、今後できるだけ早い時期に都並びに国等からの指導を受けるようにしてまいっていききたいと思います。以上でございます。

○福祉部長（生子国利君） 先ほど市長の答弁に対します補足を申し上げますが、先ほどの一点の条例化の問題につきましては、先ほど市長が答弁したようなわけで、福祉部長会におきましては他の法令の整合性もありますので、これらとの関連からしてみても一度研究が必要じゃないかということで、条例化の問題についても十分検討するということになっております。

それから二点目の職員の身分の関係ですが、都の職員としての身分は持ちながら要するに財団へ委託されるわけですから、六年後における契約改定の際には都の職員としての身分を持っておりますので、都で全面的な保証はするということになっております。しかし、その後の考え方でその個人個人の考え方が出た場合には、それはまたその時点における運営者との協議ということになると思いますが、そのような考え方で現時点におきましては都の職員の身分ですから心配ないということですので。以上です。

○助役（古谷徳男君） 職員の交通安全対策の服務関係の内部規定と申しますか、そういったものの考え方はどうかということですが、これらにつきましては、やはり事故を完全に、これを何ていうか、起きないようにしなきゃいけないと、こういうことは御承知のとおりでございます。

今まで、そういったことで進めてきたわけでございますけれども、この際、業務の実態に合うような内規を規定するようにならば研究をしていきたいと、このように思います。

○総務部長（浅見裕康君）

今、助役が御答弁申し上げました以外の服務関係について御答弁申し上げます。

まず、現場へ出かける機会の非常に多い例えばの例を挙げられてまして水道事務所というようなことを言われましたけれども、この点についても一応所管のところで十分協議しまして、できるだけ交通安全対策上必要だろうというような内容については指示事項あるいは規則に入れられたら規則に入れると、そういうことについて十分協議しまして、それらについて十分配慮した形の方法で対応したいというように考えております。

それから、十日の交通安全日の関係でございますけれども、従来の、いわゆる一般的な交通安全日について市役所の中

で何かそういったことに対して対応していたのかというような御質問でございますけれども、安全日ということについては実施しておりますけれども、特に十日ということで、そういった安全確認を現在の市として実施してまいりますようなことは実施してきておりません。今回、十日ということで決まりましたので、一応現在の方法によって安全確認の認識を高めるべく対応してまいりたいと考えております。

それから、仕業点検の関係でございますけれども、これについては一応仕業点検表によっていろいろな点で必要な事項は記載せよというような指示を出しております。その関係については毎日でございますので管理責任者へ報告するということになります。当然、不備等がある場合についてはその車は使用しない、できるだけ早く整備に出すというようなことに相なっております。以上でございます。

○十二番（遠藤洋一君）

二番目の質問をします。

一番最初のチームスピリットの件ですけれども、市長はちょっと認識が違うと思うんですけれども、チームスピリットは国と国との条約の中で行われていて、確かに米軍については地位協定その他ですけれども、日米韓の三国の協議があるのではないかと、協定があるのではないかと申してました。そういうものはないんです。そういうものがあるとすれば、市長があると言っているとしたら大問題でありまして、日本とアメリカと韓国の間にはいかなる軍事的な条約関係あるいは協定関係というのは存在しないんです。

しないのにやっているから問題でありまして、あるいは、その間にそれが無いから米軍と自衛隊の合同演習を日本の国内でやりながら、朝鮮半島では米軍と韓国の合同演習をやって、どうにでも見かけ上は三つでやっているみたいだけれども、それができないのであればやらなければならないというのが現状ですから、協定があるのではないかというのは、ないんですよというふうに言わないといけないことで、あると大変なことになっちゃうと思うんです。

僕が言ったのは、そういう国のことはそうかもしれないけれども、実際、市長は市民の安全と生命を預かっている人なんだから、そういうような最中のことは、そういうような危険な演習はやめるように言っている。それは別に国の方の協定で国同士が条約なんか結んでるんですから、それに基づいてやっている演習なんだから、自治体の長としては市民の安全が脅かされることについては、やはり反対をすべきではないかと、こういうふうに言っているんです。

和国がこう言っているから、それをずっと認めているからいいんだということであれば地方自治体の首長としての存在意

味が無いわけでは。地方自治法というのは、市長も十分にお読みのことと思いますけれども、一九四六年に制定された大變にいい法律ですけれども、地方自治のことをうたい続けているわけです。

そういうことから言えば地方自治体としての長として、僕は再度市民の安全のために、これらの危険な演習は中止すべきであるというふうに要求しますけれども、どのようにお考えかをもう一度お答え願いたいと思います。

それから、飛行クラブの件です。実態はよくわからないと、機会があったら責任者によく聞きたいということで、ぜひ聞いていただきたいと思うんです。この次の議会まで僕が議員をやっているかどうかは全然わかりませんが、やっている限りはこの質問については続けていきたいと思っています。

それから、三月五日の朝のエンジンテストは知らないということでは、どうもわかったのは武蔵野台とか福生の上の方だけで、長沢、永田の方は聞こえなかったかと思っているんですけども、少なくとも長沢、永田の市長の所も市民だけでなく、私どものように武蔵野台に住んでいる者も市民でございまして、一部の所に大変な騒音がまき散らされていることの現実には、やはり認識をしていただきたいと思ひますし、そのような形で、やはり市民の通報、意見があればすぐこたえて基地に対して、田村市長が市長になられてから七年間ですか、僕はずっと議事録を読み返してましますけれども、やはり、それまでの市長さんとは違って非常に積極的に基地に対して、司令官と非常にしばしば会ってその話をしたり、しばしばそのことについての基地への申し入れをしてらっしゃるということに関しては、やはり市民の安全を考えてる人だなというふうに思うわけですけれども、わずかなことがありましてぜひ聞いていただきたいというふうに思っております。

（「今ごろそんなこと言った」と呼ぶ者あり）いや、七年間読んだらよくわかったんです。

それから、売上税のところでもう一遍市長に伺っていきたくてすけれども、納得のできる線がいいと、我々の代表者が国会で審議中なんだと。でも、我が市議會は審議中にもかかわらず意見書を出しているわけでありまして、市長にもぜひ売上税については、私は好ましくていんだと、反対だと思ひているということを伺いたいです。

日本じゅうのあちらこちらでこういう売上税を推進する自民党から脱党者が出たりするような形の大変な中で売上税が今審議されている。やっぱり国民の趨勢としてはとんでもない法律だというふうな声が大きいというふうに思うんです。逆の言い方をすれば、ほかに税金を確保することができないんだからこれしかやむを得ないのではないかとというような意見の人もいますし、同時に、ほかに方法があるはずだという意見の人もいますけれども、実際の庶民生活にまで直接的な

打撃になるような、それから、さっき冒頭に申し上げましたけれども、税の考え方、つまりシャープ勧告にあるような、税金というのは直接納めることによって納税意識が高まることによって、国民の権利の問題でありますとか、あるいは民主主義への参加の問題であるとかということがうたわれているということから言えば、思想にかかわる問題です。国家の思想といひますか、税金の思想に関する問題は民主主義の思想に関する問題にもかかわってくるようなことではないかと思ひますので、再度伺ひますけれども、市長はこれについてぜひ反対の見解、売上税は好ましくないという見解を持っていただきたいというのと同時に、これについて御答弁をもう一度願つた上で、もしも反対ならば、やはり市庁舎に大きたいれ幕の一つもびつと下げていただきたいというふうに思ひますけれども、そこところはぜひ、賛成か反対かは言いかねるということではなくて、御意思をもう少しはっきり伺ひたいというふうに思ひます。

それから、今の電気、ガス税のところの六十年全部換算してみると一億三千七百万円だと。確かにそうですよね。それぐらいの額のところが響き合うわけで、政令、省令がわからないということですから、実際に試算をやっているかどうかやはり市民生活に地方自治の面からも実際に我々がお買い物をして5%そこにくっつくというようなレベルの問題ではなくて、地方自治体においても売上税が相当響いてくるのではないかと。特に不交付団体はそうなんではないかと、交付金との関係その他がありますから、なってくる。

それから、交付金その他だってそうだけれども、言ひて見れば交付する方の割と裁量です。おまえのところはこれだけいいんだから不交付にしちゃうよみたいなことは交付する側が決めているわけですから、それから言ひますと、やはり自治の侵害に非常に当たるのではないかとこのように思ひます。そういうことから言ひても、とても市長は賛成できないのではないかと思ひますけれども、ここをもう一遍伺ひていきたいと思ひます。

それから、熊川地域体育館の件ですけれども、確かに文部省の基準ということについては文書が出ているわけですからそれに沿ひてやっているというわけではないんでしょう。つまりやっていたらどうせ一館で済むわけではないわけですから、どうも今の答弁は、これの体育館に対する、社会体育に対する全体計画は今ちょっとないもので、差し当たって文部省の答えておこうというふうにしかならないんですけれども、そういうことを聞いているんじゃないんです。そういうふうに出ているものは、それは基準なり、それから自治体として考える当然のベースであつて、そこからそれぞれの自治体が例えば面積の問題とか、それから、住んでいる人の住み方の問題だとか、土地柄だとか風土だとか歴史だとか、そういうことを

加味した上で、社会体育がこうあらねばならないというようなものが独自に出るべきではないかというふうに言っただけです。そういうものがないならいいんです、これからつくればいいんですから。

なおかつ、そのときにさっき次長が言ったのは、検討する機関が必要だというふうに言ったから、こういう機関をつくる必要だと思っているのはいいことだから、だったら、どういう機関をつくるんですかと須崎教育次長さんに聞いたのであって、そのところを検討する機関についてプランがあるならばそれを聞きたいということです。そのところを聞いたんです。

そこはもう一遍ちゃんと答えてください。なきやあないでいいんです。ないけれど、ありたいと思っているからこうつくりたいと思っているだけだということでもいいんです。ただし、教育委員会とあろうものがそれでは済まないでしょと言っているんです。社会体育を頑張っているんだから、スポーツ振興都市とまで言っているんだから、きちんとした計画があった上で地域体育館の構想が生まれて、それで地域体育館を皆さんのために役立て——それから、市民が気軽に使えるなんていうことはごく当たり前のことであって言うまでのことがないわけで、市民に使いくらい体育館をつくったって地域が迷惑するだけです。そんなことを聞いているんじゃないんです。つまり、なければしょうがないと、つくる努力はどうなんですかということを伺いたいわけです。

それから、もう一つ、二名を配置しますと。二名を配置しますで、余り木で鼻をくくったような答弁なのでもう一遍聞いてみると、今度は現在の職員のの中から置く——そういう言い方ないと思うんです。

つまり、現在の職員の中から置くのならどうやって置くんですか。体育館に今五名配置している専門職員をどういう形で体育館に置くというふうに考えているんですか。地域のお母さんたちみんなが思っていることは、専門の職員がいて体育館がうまく運営されることを望んでいるわけです。それから、体育をやりたい人は、専門の人がいて、みんなと一緒にやってくれたり、今までの体育館で、南田園の体育館をつくって非常に市民と職員とのいい関係がそのまま地域体育館へ延長されることをみんな望んでいるわけです。だから、きのう高水議員のときにはたくさんの方が見えたわけで、きょうはいないんだけれども、要するにそういうことだと思っただけです。

だから、二名の配置というのは現在の職場から置くというのは一体どういう中身なのかということ——もう三回目の質問しかないのですから一回一回木で鼻をくくったような簡単に、二名配置します、現在の職員の中から置きますなん

て言われたって三回目困っちゃうんです。三回しかないんですからできるだけ丁寧聞いておきたいと思うんだから、丁寧に聞いているんだからその分だけ丁寧に答えてください。そうじゃないととても不誠実だと思うんです。僕はずっとこの七年間議事録読んでますけれども、最近、議事録を読むのが好きなものですから延々と読んでいますけれども、とてもそうだと思うんです。

今度は三回目の答弁で次は要望しかできないですから、配置についてはどのような形を行うのか。僕、さっきちょっと例を言ったでしょ。ローテーションをするんですか、配置転換をするんですか、新規採用するんですか、どういう形で体育振興のために、職員を置くと言っているんですから、僕らが一番懸念したのは例えば府中方式のように指導員から何からみんな委託をしてしまう、民託をしてしまうというような形は、やはり一番ふさわしくないのではないかと。せっかक्तくる体育館なんだからちゃんと職員を配置して職員と地域の皆さんとが交流していく中で社会体育がよりよくなっていくことが教育にとっても、それから福生市にとってもよいことだろうという見解を述べてからこの質問を二度目、三度目でしているわけです。そのところはちゃんと答弁を願いたいというふうに思います。

それから、また職員の問題みたいですけれども、配置の問題で、やはり内部規定はやはりつくるようにぜひ研究をしていただきたいというふうに思います。これ以上は詰めませんけれども、やっぱり事故が起こると、そのときにはこれは大変だということになって、そのことを責めているわけじゃなくて、しばらくたつと人はどうしても忘れることがあるわけで、何となく半年たち、一年たつうちにまた戻っちゃうなんていうことはごく当たり前にあるわけです。むしろここから縛りをつけていかないと、縛りをつけるというか、決まりをつけていかないとできないことになっちゃうかもしれないのでこういう質問をしたわけで、別に一人乗務を見つけたからけしからんとか、そういう話じゃないわけです。安全に働くためにはどこかでやはりやらしてもらふ必要があるのではないかということですので、ぜひ研究というのを進めていただきたいと思います。

僕は、水道事務所にやはり引っかけかかっているんです。いつ見ても一人で乗っていくようなことがあって、おまけにあそこは軽自動車の配置率が一番高いと思うんです。事故になったときの運転手の損傷率も高いだろうし、そういうことを思うとどうしてもやはりそのところの規定をちゃんとつくってもらったり、あるいは殊に研究、検討みたいなことをしてもらおうということが必要なのではないかというふうに思っていますので、そういう質問をしているわけです。

以上、三度目ですけれども、質問にかえます。

○市長（田村匡雄君） 御質問にお答えいたします。

第一点の横田基地について、チームスピリット87の件についてでございますが、この件につきましては、お正月の三が日に停止の要求をしたんだからどうかというようなお話でございますけれども、先ほど申し上げたお正月の三が日の件と、このチームスピリット87の演習とはおのずと違うような気がいたしておるわけでございまして、今まで申し上げておりに、この件については基地の司令官に飛行の安全を申し入れるということで、そのように今後もやっていきたいと考えておるわけでございます。

それから、売上税の件でございますけれども、この件につきましても私どもの代表者が今国会で審議中でございまして国の方針が決まらない限り私どもとしてははっきりしたことが申し述べられないわけでございまして、御理解をひとつお願いしたいというふうに思っているわけでございます。（「何か言えよ」「市民の御要望に沿うように頑張りますと言え、それでいいんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十五分 休憩

午後一時六分

開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（森田 猛君） 自席から御答弁申し上げます。

地域体育館の職員の問題につきましては、先ほど教育次長より二名を配置すると申し上げたわけでございます。我々もこの二名をもちまして利用者の皆さんに御迷惑をかけないような方法で、今後やっていきたいというふうに考えておりますので御了承のほどをお願いいたします。（「答弁になってない」「答弁は答弁」と呼ぶ者あり）

○十二番（遠藤洋一君） 全く答弁にならない答弁をもらいまして大変に迷惑をしておりますけれども、要望だけしておきます。

市長の見解はよくわかりました。つまり演習には協力をしたいということだということふうに思いますので、市民の安全と

生命を考えるならば、正月に中止要請はできて危険な訓練中にできないという道理がないわけで、ブルーインパルス同様、市民の方を向いているのか米軍の方を向いているのかよくわからんというところで、ぜひ飛行クラブの方についてはきちんと話し合いをしていただきたいということで終わります。

それから、今の教育長の熊川の地域体育館についての答弁ですけれども、二名を配置して利用者の皆様に御迷惑をかけるか、そんなの当たり前でしょう。大体御迷惑をかけるような配置をする気ですか。

僕が聞いたのはこういうことでしょう。どういうふうな配置をするんですかと。現在の職員の配置転換をするんですか、ローテーションをするんですかと、中身を聞いているわけで、二名の配置で利用者の皆さんに御迷惑をかけるか、それはどういふ答弁ですか。責任ある答弁とはとも言えません。僕は、もうそういう答弁をされる教育長であればそのまま存在する意義がないと思います。つまり、そんな志しの低い答弁をもらうために質問したわけじゃないわけでしょう。全体としてはどういふ構想があるからこういうふうにしていきたいというふうな答弁をすべきじゃないですか。それを二名の配置で私ども考えておりますという、そういう答弁をしているから教育委員会は何をしているんだと言われるわけでしょう。

教育委員会はあたかも独立したお城のごとき顔をして大きな顔をしているけれども、冗談じゃないと思います。だれの税金でやっているんです。（「遠藤さんだけの税金でやっているわけじゃないよ」と呼ぶ者あり）だれの職員でどういふふうにやっているんですか。そういう不規則発言が出るぐらいのことですから心配しているわけです。それから言えば、これ以上答弁がないから、答える必要がないからすっぱけていますかと思えますけれども、知らん顔をしてはいませんが、そんなことじゃ許されなと思います。

二名の配置はどうなるかと、どういう配置をしているのかと。今まで五名でやっていた田園の体育館から、どういう形でもって人がそこに行くことで市民の体育ができるのかというような全然プランも構想も志もないわけです。そうしたら、そういう中でそうしたものを何でつくるんですか。つくるからにはきちんとした要望や要求の中で、市民にとって何ができるかということを考えるべきじゃないですか。一体聞いているんですか。何も聞いているとは思いません。そうしたら今まで質問した意味が全然ないじゃないですか。二名の配置の問題をどういふふうな配置するかということが出てこなければ五名配置します。それで一体何をするんですか。市民の皆さんに御迷惑をかけるか、御迷惑かけるのは困るんで